

改正 平成元年3月31日高教委規則第5号

第1条 本委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡し、係員の指揮を受けなければならない。

第2条 次の各号の一に当ると認められる者は、傍聴を許さない。

- (1) めいていしていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他委員長において傍聴を不相当と認める者

第3条 傍聴席が満員となつたとき、その他必要があるとき傍聴を制限し拒絶することができる。

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明しないこと。
- (4) 帽子、外套、首巻の類を用いないこと。
- (5) 飲食又は喫煙しないこと。
- (6) 傘、杖の類を携帯しないこと。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

第5条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき又は傍聴者の退場を命じたとき及び会議が散会となつたときは、直ちに退場しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日高教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。